

起因物、事故の型：クレーン - はさまれ巻き込まれの死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	業種小 コード	労働 者規 模
1	9～ 10	工場内でトラック（4t）の荷台に積んであった鉄骨材（約500kg）を荷卸しするのに、鉄骨材に玉掛けをして一度少し天井クレーンで吊り上げたが、荷のバランスが悪いため玉掛けをやり直そうとしたが、天井クレーン操作者と息が合わず、左手の小指の先を玉掛けワイヤーと鉄骨材の間に挟まれてケガをした。	40	11209	10～ 29
1	17～ 18	製造工場棟にて、清掃の為クレーンを使用して型枠を移動している時、天上クレーンで鋼製型枠を移動する為にクレーンオペレーターの補助をしていた。その型枠をフォークリフトに積み込む時にオペレーターが押しボタンを押し間違えてしまい型枠の間に指を挟んでしまった。その際、右手で型枠を押さえていたために挟んでしまい、ケガをした。	37	10901	30～ 49
1	11～ 12	鉄板1にフックをつけクレーンでつり上げ、鉄板2、3を外す作業をしているとき、当日は鉄板が3枚ありフックがついた鉄板1以外は固定されてなく、クレーンでつり上げた際、2枚目の鉄板（200kgくらい）と3枚目の鉄板（200kgくらい）が動く状態で、また鉄板1の片側のみにフックを掛けクレーンで持ち上げたので、鉄材自体が不安定に揺れていて、とっさに鉄板1と2を左手でつかんで揺れを抑えようとしたところ、傾きが逆になり、鉄板3が戻ってしまったため、3に左手指を挟んだ。	36	11301	1～9
1	10～ 11	社内の天井クレーンにおける走行フランジ及びルールに余分な油が付着していたため、その油のふき取り作業に伴いクレーンを動かしていたところ、クレーンに付随する長軸モーターが回転し、フランジ横にあるギアに作業者の袖が巻き込まれ、ギアとロットに挟まれ右腕を負傷した。	57	11001	10～ 29

1	11~ 12	コンテナヤード内でアレンジャーの作業を行っていた被災者は、引き取り車両のトレーラーが、誤って本船で使用している本船トレーラーの走行レーンに進入してからCレーン（被災場所）に進入したため、トレーラーの運転手に注意する目的でCレーンに入り、注意していた時に走行してきたトランスファークレーン（RTG）に接触して被災した。	47	50202	30~ 49
1	13~ 14	作業場にて、立ってクレーンを使用し、BW（P）ブロックを起立させている時に、手押し台車が邪魔だったので一旦クレーンを停止し、手押し台車手すりに左手をかけて台車を引いていた時に、停止していたブロックが急に起立姿勢に変化し、台車手すりと部材の間に指を挟まれて受傷した。	60	11501	10~ 29
2	18~19	会社内にてクレーンから鉄板（3000×500mm）を降ろす作業中、台木を揃えていたところ誤って左手人差し指を鉄板と台木の間にはさまれ負傷した。	26	11009	1~9
2	14~15	当工場内で吊り作業をしている時、天井クレーンの真下に吊り荷が無い事を見落とし、作業を行った結果、振れと、ずれが生じ、製品と床の間に右足を挟まれ負傷した。	50	11002	50~ 99
2	14~15	天井クレーンの真下の位置に吊り荷がない状態で、吊り作業を行うと上げた時に振れが生じ吊り荷がずれたり落下する恐れがあるにもかかわらず吊り作業を行おうとした際、天井クレーンの真下に吊り荷が無い事を見落とし吊り作業を行った為振れが生じて吊り荷がずれて製品と床との間に右足を挟まれて負傷した。	50	170101	10~ 29
2	15~16	4.8t吊り橋型クレーン落成検査に使用したウエイトを搬出するため、橋型クレーンを使用しトラックに積み込む作業中に、クレーンオペレーターが誤って別のボタンを押したため、クレーンが横行し、荷が振れ、クレーンサドルと吊り荷の間に被災者の両足が挟まれ被災した。	38	40301	1~9
2	0~1	金型交換業務にて、金型を天井クレーンで吊り、設備上でクレーンを停止させ、設置場所の微調整をクレーンで行った際に、金型に添えていた右手小指を金型と設備の間に挟んでしまった。	43	11209	50~ 99

2	8~9	倉庫内に、工事関係で借りていた敷鉄板（L1828×W914×T22、289kg）を戻す為、敷鉄板を積載した2tダンプをバックで入れ、天井クレーンで敷鉄板を荷下ろしする際、ダンプ後部のスペース（約2m×3m）に、相手方が厘木を2本並べ、その上に下す手助けをしていたが、厘木の位置が思ったより左右に広く、厘木の位置が見えなかった為、敷鉄板の端部を持っていた左手示指を厘木と敷鉄板の間に挟まれ負傷した。	56	30309	1~9
2	16~17	リフティングマグネット付天井クレーンを用いて製品の搬送作業中に、滑車部に右手を置いて操作スイッチを押したため、中指を巻き込まれて負傷した。	30	11002	50~99
2	10~11	お客様構内工場A-2棟内において、同僚3名とペンダント操作式6t天井クレーン性能検査の準備作業中、ウエイトを吊り上げる為にクレーン操作者と連絡を取り合い、クレーン上に乗った状態で走行していた時、制御盤上に置いていた小物工具が落ちそうになったため、走行方向に対し後ろ向きで立ち上がった際、建屋の梁を制御盤の間に挟まれ死亡した。	32	11501	50~99
3	11~12	救急ロータリー棟屋上平地台車を、タワークレーンで新棟1Fスラブ上へ揚重していた。被災者は新棟スラブ上で合図をしていたが、型枠に荷が引っ掛かり傾いたため、支えようと手を伸ばしたところ、右手薬指を挟み被災した。	35	30201	50~99
3	14~15	工場内において、クレーン作業をしている時、ワイヤーを右手で支えながら巻き上げていたところ、捻じれたワイヤーに安全手袋が絡まってしまい、ワイヤーが勢い良く戻ったため、腕も一緒に腕も一緒に捻じれてしまった。	64	11209	1~9
3	15~16	納入先にて、トレーラー荷台上から鉄板の束（約1,450×1,450×180mm重量約1.6t）を西側の卸場へ荷卸し作業中、荷台上の待機場所にいた被災者は、ホイストクレーンが地切り後に西側方向に動き出したことを確認した上で、吊り荷の東側に移動した。しかし、クレーンオペ担当者の誤操作によりクレーンを東側に逆走させたために、吊り荷とトレーラーのあおりに挟まれ被災した。	36	50201	100~299

3	14~15	鋼矢板の水中切断作業中（矢板上部をクローラクレーン70t吊に玉掛した状態で、切断箇所上部を10cm程度残し上から下に向かって切断）、下部の切断が終了と同時に何らかの要因で鋼矢板が振れて、既設鋼矢板に左手が挟まれ負傷した。	38	30111	10~ 29
4	11~12	洗浄を終えたショベルカーアタッチメント（油圧ブレーカー重さ約2,500kg）を、クレーンを使って所定の場所に戻そうと吊り上げた際に、吊り上げたブレーカーが横揺れし、その揺れをとめようと左手を出したが止めきれず、ブレーカーと所内の柱に挟まれ負傷した。	22	11301	1~9
4	17~18	工場内においてクレーン作業で品物を回転させようとした時に、クレーンの位置の確認不足により、品物が地面を離れた瞬間に手を添えた際、品物と治具の間に左手が挟まった。	43	11209	1~9
4	8~9	当社工場内にて3型の鋼矢板（7.0m4枚6.5m1枚）を水洗後の仮置き場から完成品に移動し、位置決めをして降す際に吊り荷がゆっくり作業の方へ寄り、隣の山と吊り荷で左足大腿部を挟み被災した。	74	11209	10~ 29
4	15~16	当社の熱処理工場内の通路でクレーンでフックを引っ掛け、金属製の容器を持ち上げる（玉掛け作業）時にクレーンのフックと金属製容器のフックで右手中指を挟んだ状態でクレーンを持ち上げたため、右手中指に負荷（金属製容器内に製品が入っているため、約1トン）がかかり、右手中指先を開放骨折した。	38	11202	100 ~ 299
4	9~10	クレーンで品物を下す時に、下の品物との間に右手中指が挟まり負傷した。	70	11503	50~ 99
4	8~9	工場内で荷物を積み込み中、2台の天井クレーンで荷物を合い吊りして荷台に降ろしている時に荷台の右サイドのサイドスタンション（荷物がくずれないように止める立ちん棒）に降りて来た荷物が当たりそうになり、はずそうとしてクレーンの運転手に止まるよう声をかけた。その時、吊り具が曲がり荷物がしなり、スタンションと荷物に右手一指し指が挟まれて負傷した。	52	40301	30~ 49

4	15～ 16	ダイカスト第1工場のダイカストマシン2号機にて金型を取りはずし作業をしている時、金型が揺れないよう左手で金型を持ちながら右手でクレーンの上昇操作中、ボタン操作を誤り、クレーンが高速回転で巻き上がってしまい、金型とダイカストマシンとの間に指を挟まれて左手親指を負傷した。	23	11209	100 ～ 299
4	11～ 12	自社敷地内でトラックに鋼材を積み込み作業中に、荷台からバランスを崩し転落し、トラックわきに転がっていた鋼材の角を踏みつけ右足首を骨折した。	36	11209	1～9
4	8～9	工場内での鉄骨の荷降ろし作業に於いて、トラックの荷台から床上操作式クレーンで鉄骨を吊り上げる際、被災者（玉掛け技能資格者）がチェーンを用いて4本の鉄骨を束ねる玉掛け作業を行っていたところ、クレーンオペレーター（床上操作式クレーン資格者）が、被災者が作業を完了して退避したと認識して巻き上げ操作を行ったが、被災者が右手を鉄骨の上に載せていた状態で完全に退避しておらず、巻き上げによる反動で重なった鉄骨の間に右手指を挟まれた。	68	11209	30～ 49
5	9～ 10	工場内モノレールスタッカーにてマスト内カウンターウエイトのガイドローラー交換作業中に、ウエイトを回転させるために、吊りチェーンとウエイト間にセットしたワイヤー（6mm）が破断して、ウエイトが落下し、走行レールとウエイト間に挟んでいた角材を取ろうとした被災者の右手を挟んだ。	58	30302	1～9
5	15～ 16	被災者が工場内で、トラックの荷台にコラム柱（200×200：長さ約5370mm）の荷積作業中、既に2段積載済みの状態である四方にブラケット（でっぱりがある形態部分）がある柱をその上に積もうとしたが上手く置けず、荷台の上で柱を本人がクレーンで回転させ置き直そうと柱を吊り上げたところ、クレーンの位置がずれ吊り上げた柱が自分の方向に向かって来て、置いてあった柱と吊り上げた柱に右足を挟まれた。	30	11209	10～ 29
	10～	本社工場1階作業場において、鉄板（厚1.6×70×100cm）2枚をクレーンにて移動作業中、右手でクレーン操作し、左手を鉄板に添えていた為、			10～

5	11	バランスを崩して鉄板が滑り落ちた際、左手を引き遅れ小指を挟み、左手小指を裂傷（神経断裂）および骨折した。	34	11301	29
5	17～ 18	当社A棟オープンヤードにて、クレーンで丸棒鋼材を集約する作業中に、枠内に入ってクレーンのフックにワイヤーを掛け、丸棒鋼材を吊り上げ、枠上に右足が残ったままでクレーンを操作した。その際、クレーンのボタンを押し間違えて丸棒鋼材が自分の方に動き、右足が丸棒鋼材と枠に挟まれた。	48	40301	100 ～ 299
5	10～ 11	ホイスト（屋内クレーン）で鉄板（2m44cm×1m22cm）を吊り上げた時、当鉄板と元々地面に積んであった鉄板に左足を挟んだ。	53	11209	10～ 29
5	10～ 11	工場でクレーン上部レールを運搬台車に載せていた。（上部レール、L型アングル4本1束、1辺100mm×100mm、長さ9.2m、重量1.2t）上部レールが運搬台車の中央からずれた為、中央に寄せようと天井クレーン（2.8t）を使用し吊り上げ、地切りしたところ荷のバランスが悪かった為、スリングの位置を変更しようとクレーンを加工した時、左手でスリングを触っていたため、左手小指が上部レールと運搬台車に挟まれた。	57	11305	1000 ～ 9999
5	14～ 15	工場内機械職場にて、8m旋盤での主軸加工を終え、ワイヤーを使い主軸を下ろそうと2人のうち1人が主軸の北側で玉掛け、もう1人が南側でクレーン操作を行い、両者がワイヤーを手で支えながら重心位置を指示していたところ、少し巻き上げたワイヤーが内側に絞られ、手を添えていたワイヤーと主軸の段差部との間に右手親指を挟まれてしまった。	30	11301	100 ～ 299
5	8～9	当社工場にて製品をクレーンで吊り、床面に降ろす作業をしていた際、製品と機械面板と取り付け具との間に左手薬指を挟み負傷した。	32	11301	1～9
5	11～ 12	工場内の作業場において、機械の土台の位置を動かそうと土台の下の際間に手を入れた時、機械と床の間に指を挟み裂傷した。	38	11709	1～9
5	10～	ホイストクレーンを使用し鋼材置き場にある丸棒（長さ6m、重量約1.7t）を移動させるため、ワイヤーをフックに掛けた。丸棒を吊り上げる際には、本来はストッパーの外に出て吊り上げる作業を行うべきところ	43	80109	10～

	11	ろを、惰性で作業を続行したために右足が残ったままとなり、吊り上げた丸棒の下側にあった別の丸棒が安全靴を履いた右足に乗ってきたため、足を置いていた鋼材（丸棒）との間に右足を挟まれた。			29
5	10～ 11	被災者の就業場所である支店の資材置き場にて、作業に用いる攪拌翼をクレーンで吊り上げて移動中、地面に降ろす際に添えていた被災者の指が、すでに置かれていた別の攪拌翼との間に挟まれ負傷した。	57	30309	10～ 29
6	11～ 12	事業所内の第2工場にてワインダー（シート巻取機）上部のヒーター交換のため、高さ8m程度を登り、端子箱の配線作業をしていたところ、作業員に気付かず、別作業員がクレーンを操作し、後方からクレーンが移動してきた。作業員に気付くクレーンを停止するも惰性で動いてしまい、作業員がクレーンとヒーターユニットに挟まれて、胸骨にひびが入る負傷を負った。	27	11401	10～ 29
6	9～ 10	当社請負先企業、製造部の新交通システム車両台車組立職場において、車両台車用中心ピン（540mm×470mm×高さ315mm、重量60kg）をホイストクレーン（1t）を使用して（クレーンの操作は本人がしていた）圧入機まで運搬する作業中のことであった。中心ピンにつば付ブッシュ（φ217mm／φ170／φ150×195L、9kg）を圧入するため、ホイストクレーンで運搬し、圧入機にのせた時に、床に置いてあった架台の脚に右足を引っ掛けて転倒しそうになり、咄嗟に中心ピンの先端に左手を着き体を支えた。その時、右手に持っていたホイストクレーンペンダントの上昇ボタンを誤って押してしまい、吊っていた中心ピンが上昇し、圧入機上部の油圧シリンダーロッド部と中心ピンの間に左手を挟まれ、受傷した。再発防止策として、2S（整理・整頓）を徹底し、作業エリアの作業者の動線を確保する。	35	11503	30～ 49
6	14～ 15	7番積込建屋にて、アルミコイルを、吊り具で荷台最後部に3コイル目を積込した。積込担当者が吊り具を抜き取りしたところ、吊り具が揺れて、コイルのコバ面と接触しそうになった為、側にいた積込立会者が揺れを止めようとして咄嗟に手を出し、コイルコバ面と吊り具先端の間で	34	40301	100 ～ 299

		右手小指を挟まれた。			
6	10~11	本社工場No.5運転台にて運転中のエンジンにおいて、現場担当者（被災者）が、煙突内の圧力（背圧）を制御するバルブ操作のため、上部煙突付近の足場へ上がろうとして右手をクレーンレールに掛けたその時、別の業務に従事していた者が被災者の存在に気付かず、5t天井走行クレーンを東から西へ移動させ、被災者の右手がクレーンレールと5t天井走行クレーンの車輪によって挟まれた。	23	11501	100 ~ 299
6	11~12	当社塗装工場にて、鉄板（70kg）を塗装の前処理作業のため、天井クレーンで吊り上げていたところ、吊り金具がきれいに入っていなかったため外れ、右手人差し指が鉄板とパレットの間に挟まれて被災した。	50	11209	1~9
6	8~9	工業敷地内で、トラックからクレーンで鉄パイプの束を下ろしていた時、操作していた人と下ろすタイミングが合わず、鉄パイプを支えていた手を挟んだ。	47	40301	1~9
7	15~16	ホイストクレーンで積み荷をあげようとした際、チェーンに緩みがあったため、指で押さえた時にクレーンのフックと積み荷の帯の間に左手親指を挟み受傷。	45	170101	100 ~ 299
7	17~18	丸型の鋼材（長さ約3m・直径11cm）をベルトコンベアからホイストクレーンで吊り、引き上げ回収する際に、振り子のようになった鋼材の角とベルトコンベアの突出部分との間に指が挟まり、裂傷・骨折した。	41	11009	30~ 49
7	8~9	当社第2工場でクレーンにてH形鋼の移動中、移動の補助をしていたところ、地面においていたH形鋼と置こうとしていたH形鋼との間に誤って右手親指を挟んでしまい負傷した。	48	11209	10~ 29
7	10~11	ボイラー台製作のためコーミングのプレートをクレーンで移動し、スリング1本吊りで重なった4枚のプレートを床に接地しようとした。その際、バランスをとろうとプレート側面に手を添えたところ、プレートがずれて、手を挟まれ負傷した。	40	11501	1~9
	10~	工場?棟の仮付場所で一次加工品を仮付台に乗せるときに、自分でクレー			30~

7	11	ン作業をして梁製品を降ろした際に、左足に梁製品を乗せてしまい骨折をした。	22	11209	49
7	2~3	工場内の冷凍自動倉庫内でアイスクリームの入庫作業中、普段入る必要のない場所に入り、可動式クレーンと踏台に背部・腰部・腹部を挟まれ死亡した。	37	10101	50~99
7	12~13	工場内で、クレーン上部の感知器の取替作業をしているときに、クレーンが動き出し、被災者の右足が巻き込まれ、右足骨折の災害が発生した。なお、同日昼休みに取替依頼があり、クレーン上で修理が必要なため、クレーン管理者にクレーン操作停止を依頼し、修理を開始した。修理完了後、撤収作業時に突然、クレーンが動き出し、右足が引っ張られ骨折した。	60	30203	1~9
7	10~11	工場内で、ホイストにより機械のカバー（1500×800、200kg）を吊り上げたとき、カバーの一部が機械の本体に引っ掛かったため、手で外したところ跳ね上がり、機械とカバーの間に右示指を挟み切断した。	60	11209	1~9
7	15~16	倉庫で片付け作業をしていた際に、金属箱を別の金属箱に収納するときに掛けていたフックが外れ、指を挟み、左小指を切断した。	48	11109	1~9
7	15~16	工場内でクレーン（2.8t）で品物を移動する際、H形鋼（1.2t）を吊り上げる前の状況確認を怠り、左手にコントローラーを持ち、右手で吊り材（クランプ）と玉掛けワイヤーの連結部を触っていたときに、利き腕ではない左手で上ボタンを押して右手の指を挟んだ。	28	170101	10~29
7	15~16	縦桁（長さ約9m、重量約850kg）の糸面取作業の際、壁クレーン（2.8t）で縦桁を東向きに倒す途中、壁クレーンの操作を誤り（西へ戻すところ東へ）、倒そうとしていた縦桁が約1m横滑りし、そのウェブと横に倒していた縦桁のフランジの間に足が挟まり負傷した。	67	11209	1~9
7	14~15	鋼材の積み込み中、鉄骨に指が挟まった。	24	40301	1~9
		工場内においてクレーン操作による鋼材の乗った台車の移動作業中、ク			

9	21～ 22	レーンの操作を誤り、吊荷が機械に衝突しそうになったため、衝突を阻止しようと咄嗟に吊荷に手を掛けてしまい、吊荷と機械に指を挟まれ負傷した。	46	11209	50～ 99
9	13～ 14	製作所バルク事業部において、バルク貯槽の積み込み作業中にクレーン操作を誤り、自分のいる方向へ移動させてしまった。その際によそ見をしていた為、誤操作に気づかず、置いてあった別のバルク貯槽との間に挟まれ負傷した。	52	11209	100 ～ 299
9	9～ 10	工場内において、機械器具製造中、チェーンブロックに部品を吊り下げて埋め込む作業中、工作機械の金属製のふたに手袋をはさまれてしまい、そのまま右手親指を巻き込まれて負傷したものである。	45	11301	10～ 29
9	9～ 10	工場内に於いて、柱を反転機に乗せる作業中、台上のゴムマットのずれを直そうと指を入れた所、クレーン操作者との合図が合わず、操作者が柱を下げた為、左手人差し指を挟み受傷した。	42	11209	30～ 49
9	8～9	自社工場入口において、天囲クレーンを使用しホイストクレーンレール用H型鋼材の搬出作業中、高さが通常自社で使用する普通トラックの荷台より高い大型トラックの荷台上で仮積み後、上部を確認しないまま左手で吊具上部を持って右手で巻き上げ操作を行ったところ、天囲クレーン巻上機本体と吊具上部の間に左手親指、人差し指、中指を挟まれ、左手親指を骨折、人差し指、中指の裂傷を負ったものである。	58	80209	1～9
9	23～ 24	N1マシンリール前で枠替え作業を実施違反を取り直しフックに移動するため、クレーンを操作し原反を荷揚げした。原反を取り直しフックに掛けようとしたところ、駆動側のシャフトがストッパーを越えてしまい原反が左右に回転した。振れを抑えようと咄嗟にシャフトの取っ手に手を出し、リールフレーム部とシャフトの間に指を挟み被災した。	38	10601	100 ～ 299
9	8～9	自社作業場で、鉄のアングルを天井クレーンで運搬する作業をしている時に、鉄のアングルを降ろして玉掛していたワイヤー2本のうち1本をフックから外し、もう1本をフックから外す途中にフックが上げられてしまい、ワイヤーとフックに右手中指が挟まれて負傷した。	47	80401	10～ 29

9	16～ 17	AHの中温エレメントを既設電動ホイストで抜き出していた、被災者がエレメントの抜き出し補助と振れ防止のため右手をエレメント側面に添えた、その後左手をエレメント上部に添えようと上昇中のエレメントを見下ろしたまま左手を不用意に伸ばした時、ホイストのワイヤーロープと滑車に左手薬指と小指を挟まれ被災した。	29	30309	1～9
10	15～ 16	工場内にて、鋼材をグレーンにて移動し、台車の上に載せる際、鋼材と台車の間に指を挟まれてしまい、左手小指を負傷した。	51	11209	10～ 29
10	15～ 16	被災者はコンテナターミナル内でトランステナーを使用して40' コンテナ（幅広コンテナ）をトレーラー積みする作業に、位置合わせの要員として合図者を含む5名で従事していた。位置合わせ後、シャーシーにコンテナを下ろす時、コンテナのキャストリングに右手をかけていたため、コンテナとシャーシーの隙間に指を挟み負傷した。	26	50202	10～ 29
10	15～ 16	その他工事において、B棟の4階外部ステージヘボードをタワークレーンで荷揚げをして取り込む補助作業を行っていたがステージへ荷を降ろす際にボードを積み重ねた荷の側面とステージの足場支柱に左手中指の指先を挟み負傷したものである。	16	30201	30～ 49
10	10～ 11	自社工場で玉掛けの補助業務としてクレーンで吊ってあったエルボが揺れないよう手で支えていたところ、誤ってエルボの先端部分に右手親指を挟んでしまい受傷した。	32	11301	10～ 29
11	8～9	トラック2台で得意先へ納品に行く仕事で、最初に到着し、荷降ろしの順番待ちで待機していたところ、もう1台の車が、反対方面の倉庫に行ってしまったので走って呼び止めようとしたところ、足を痛め、転倒した。その後歩けなくなり、病院で右アキレス腱部分断裂不全の診断を受けた。	69	11102	10～ 29
11	11～ 12	3F保管エリアにて入庫作業として商品を固定パレットラックに格納（2段目）する際、商品がパレットラックに接触し落下しそうになった。フォークリフト車体に足を掛け、商品を元の位置に戻そうとしたところ足を滑らせてしまい、地面に着地したが右足踵部分を床に強打してし	21	30209	1～9

		まった。			
11	11～ 12	幼稚園2階音楽ホールから避難訓練のため、園庭に降りる時階段上部2段目より左足を踏み外し、左足甲部分を骨折した。	68	11109	1～9
11	9～ 10	工場において台車から製品荷降ろし作業中、台車上の左右に1つずつ置かれた梱包製品の向かって右側の製品を置場（平場）に降ろそうとワイヤーを掛け地切り（吊荷を地面から離すこと）をしたところ、吊った製品が揺れたので左手で支え揺れを収め地切りをやり直した際、わずかな捻りが加わっており、製品が手前に回る様な動き（時計回り）をして、向かって左側の製品との間に左手が挟まれそうになったので、咄嗟に左手を引いたが間に合わず小指先端部を欠損してしまった。	49	11209	10～ 29
11	13～ 14	工場内において約2tの電動機を天井クレーンにて移動作業中、右手で操作ペンダントを持ち、左手で吊りワイヤーを掴み、荷上げを行ったところ、左手中指が、ワイヤーと吊り荷の間に挟まれ受傷した。クレーン操作に気を取られ、左手の状態に注意が疎かになっていた為と思われる。もう1名の玉掛け作業員も左手の状態に気付かず回避出来なかった。	38	11403	1～9
11	9～ 10	工場内において、加熱炉抽出扉応急補修工事中、抽出扉を取り外し、扉の応急補修を行った後、抽出扉を元の位置に設置するため、抽出扉を天井クレーンで吊り上げ移動させていた。作業員Bが天井クレーンをペンダント（無線操作装置）で操作し、被災者Aと作業員Cの2名が吊り上げた抽出扉の介添えのため加熱炉横のデッキ上にのぼり、抽出扉を移動させていたところ、天井クレーンのトロリー点検用カゴとデッキ手すりに被災者Aが挟まれ負傷した。	44	30302	1～9
11	10～ 11	鉄鋼製品を入れた運搬用バスケットを2段積みクレーンを使用して運んでいた。1段目と2段目のバスケットの間に少しズレがあった為、手で押して修正したタイミングと、クレーンからその荷を降ろしたタイミングが重なり、そのズレ（隙間）に左薬指が挟まり負傷した。全治1ヶ月程度と診断された。	55	170101	50～ 99

11	9~10	お客様がトラックで運び込んだくず鉄の荷降ろしを手伝うためトラック後方より荷降ろし場所へのバック誘導をしていたところ、右側面の鉄板壁と天井より吊り下げられた円型マグネット（直径1.5m厚さ20cm位）に右足先を挟まれ負傷した。	49	11209	1~9
11	18~19	工場B棟で天板（960kg）を定盤に移動させる為に、天板の片側をスリングで吊り、パレットと天板の間に木を入れようと左手でリモコンを操作をしていると、天板がスリングから外れ天板とパレットの間に右手薬指を挟み裂傷を負った。	38	11301	10~29
11	11~12	当社工場内にて鉄筋仕分け作業中、仕分けた鉄筋を移動させる為、クレーンで吊り上げ鉄筋の端を押そうとしたところ、吊り上げていた鉄筋と横から出ている鉄筋との間に左手中指を挟み負傷した。	48	30209	30~49
11	0~1	荷下ろし作業でホイスト操作を誤り、落下しようとした製品に咄嗟に出した左手の親指を製品と吊り具に挟み負傷した。被災者は、4台中3台目のコアを搬送パレットに下ろし作業が終わり吊り具を移動させようとした時、吊り具のフックが搬送パレットに引っ掛かった。吊り具の引っ掛かりを外すためホイスト操作をしたが、誤って下降ではなく西横行を押した。その際、荷が被災者の方へずり落ちようとした。その時、咄嗟に出した左手の親指をコアと吊り具に挟まれ被災した。	60	11001	100~299
12	9~10	金型の合わせを行う為、ダイスポットにセット中、クレーン操作ボタンの下降ボタンを誤って操作してしまい、左手親指第一関節を挟んでしまった。（5tクレーン使用）	55	11305	10~29
12	10~11	洗浄機にアクスルケースを投入する作業で、アクスルケースを勢いよくガイドにぶつけてしまい、3点吊り用のフックが外れてしまった。3点吊り用のフックが外れた事で水平を保っていたアクスルケースのバランスが崩れアクスルケースが手前側に旋回した。手前に旋回した際に、咄嗟に手を出してしまい、支えきれずにトルクロッドとテーブルとの間に右手人差し指を挟み受傷した。	44	11502	1000~9999

12	12~13	工場にて、製品加工用機械の部品（長さ約4m、幅約1m、重さ約8t）をクレーンを使用して取り付けていた。玉掛けワイヤーが障害物に当たり、吊っている位置を変更する際、斜面に仮置きしたため、吊り荷が滑り、部品と鉄骨の土台の間に下半身を挟まれた。	31	30309	10~ 29
12	16~17	工場内で、台車分解作業に従事していた。バネゴロシという部品を取り除いたあと、台車に載っている重り（5t）をクレーンで吊り上げる作業中、被災者は重りの最下部にある取っ手を右手で、重りの側面を左手で持って重りを支えていた。他の係員がクレーンで重りを吊り上げ地切りしたところ、台車が動き、右手の薬指と小指が台車の吊り金具と重りの間に挟まれた。	52	40101	100 ~ 299
12	10~11	工場内建屋内で、コンクリート製品を天井クレーンにて吊り下ろす作業を行っていたところ、製品が横に振れて、隣に置いてあった製品にぶつかりそうになり、製品の陰であったため声で合図をしたが、工場内の騒音で操作者に届かず、製品を支えようとした左手が隣に置いてあった製品との間に挟まれ、左手首を骨折した。	64	10901	50~ 99

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_08.html